

春日山原始林を未来へつなぐ会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、春日山原始林を未来へつなぐ会（以下、当会）という。

(事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を奈良市あやめ池に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当会は、特別天然記念物春日山原始林の管理主体である奈良県と連携し、貴重な照葉樹林で世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産である春日山原始林を未来世代へ守り育むことに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 春日山原始林の保全再生に係る調査・研究及び広報に関する事業
- (2) 春日山原始林の保全再生に係る実作業の実施に関する事業
- (3) 春日山原始林の保全再生に係る普及啓発及び教育に関する事業
- (4) 春日山原始林の保全再生への参画を支援する事業
- (5) 春日山原始林の保全再生に係る行政機関、研究機関、教育機関、学会等と交流する事業
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 構成会員

(会員)

第5条 当会の会員は、次の3種とする

- (1) 正会員 当会の目的に賛同し、入会した個人（議決権を有する）
- (2) 賛助会員 当会の目的に賛同し、賛助の意思を持つ団体（議決権を有しない）

(入会)

第6条 当会への入会については、第3条の目的を達成するため、下記の条件を定める。
2 会員として入会しようとする個人または団体は、当会の目的を十分把握、理解した者とする。

- 3 正会員として入会を希望する個人は、別に定める入会申込書を会長へ提出し、役員会の了承を得なければならない。役員会は、申し込み内容を精査し、入会の可否を決定し、結果を申込者に通知する。
- 4 なお、正会員は、当会設立準備会の構成団体である春日山原始林市民連絡会、グリーンあすなら（巨樹巨木の会）、NPO法人奈良ストップ温暖化の会に所属する個人とする。
- 5 賛助会員として入会を希望する団体は、別に定める入会申込書を会長へ提出し、会長の了承を得なければならない。会長は、申し込み内容を精査し、入会の可否を決定し、結果を申込者に通知する。

（入会金及び会費）

第7条 会員（個人または団体）は、別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員（個人または団体）が、次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき
- （2）本人が死亡したとき、団体については解散したとき
- （3）会費を継続して2年以上滞納したとき
- （4）除名されたとき

（退会）

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その個人または団体に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）当会の規約または総会の議決に違反したとき
- （2）当会名誉を傷つけ、または当会の運営に支障をおよぼすと認められたとき
- （3）当会の目的趣旨に反する行為をしたとき

（抛出金品の不返還）

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、一切返還しない。

第4章 役員

(定数及び選任)

第12条 当会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事 10名以内
 - (2) 監査役 2名以内
- 2 幹事は正会員の中から会長が選任し、総会で承認を受ける
 - 3 会長、副会長(2名以内)は、幹事の中から互選により選任するものとする。
 - 4 監査役は、総会において選任する。

(職務)

第13条 会長は、当会を代表し、業務及び事業の全般を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、会長を代行する。
- 3 幹事は、適宜役員会を開催し、当会の円滑な運営及び発展を進めなければならない。
- 4 事務局長は会長を補佐し、事務局を運営する。
- 5 監査役は、当会会計の監査を行う。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長することができる。
- 3 補欠または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 役員が欠けたときは、会長がこれを選任し遅滞なくこれを補充しなければならない

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員会)

第17条 会の中に役員会を置く。

- 2 役員会は、第12条で定める役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第18条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第19条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局)

第20条 当会の事務所に事務局を置き、業務は以下のとおりとする。

- 2 事務局は、役員会と連携し、会運営や事業活動全般に関する事務処理、会員の入退会管理をする。
- 3 事務局は、対外的及び会員向けの連絡窓口事務を行う。
- 4 事務局は、対外的な公報活動（パンフ、チラシの作成）や会報の編集を行う。
- 5 事務局長は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 当会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 活動計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任または解任、職務
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に挙げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面またはメ

ール的方法（発信者の記録あるパソコン経由通信等をいう）による招集の請求があったとき。

(3) 第13条第5項の規定により、監査役から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項(3)の場合を除き、会長が招集する。

2 前条第2項(1)及び(2)の規定により招集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を会員に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することはできない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

(議決等)

第28条 総会においては、第25条第3項によりあらかじめ通知された事項についても議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

2 総会の議事は、第30条に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、総会の議決に加わることができない。

4 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを全会員に配布するものとする。

(表決権等)

第29条 正会員の議決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、事前に通知された事項について所定の書面または発信者の記録あるメール的手法で意見を表明することができる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(特別議決事項)

第30条 次の各号に掲げる事項は、総会において、正会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 規約の変更

(2) 当会の解散

- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

第6章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第31条 当会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 活動組織規約
- (2) 役員等の指名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- (4) その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第32条 当会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第33条 当会の事業及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(活動資金)

第34条 当会の活動資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては、それぞれの項目会計に区別して経理する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された活動資金
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 活動資金から生じる収入
- (5) その他の収入

(活動資金の支出)

第35条 活動資金の支出者は、会長とする。

(活動資金の流用)

第36条 活動資金は、定められた目的以外に使用し、または流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第37条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第38条 金銭を受領入金したときは、領収書を発行しなければならない。

2 金融機関への振込により入金する場合で、入金先の要求がある場合の以外は、領収書を発行しないものとする。

(領収書の徴収)

第39条 金銭の支払いについては、受取人の領収書を徴収しなければならない。ただし、領収書の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受領書をもって支払先の領収書に代えることができる。

(決算及び監査)

第40条 当会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳をすみやかに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長は監査について、毎会計年度終了後すみやかに総会の承認を受けなければならない。

第7章 解散

(解散)

第41条 当会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 活動目的に係る事業の推進不能
- (3) 会員の欠亡

第8章 雑則

(細則)

第42条 この規則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付 則

- 1 この規約は、当会成立の日から施行する。
- 2 当会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、成立の日から2015年3月31日までとする。
- 3 当会の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費
 - 正会員 : 個人年額 2,000円
 - 賛助会員 : 団体年額 1口以上 (1口 50,000円)

(規約の記録)

1. 制定日 2014年7月31日
2. 施行日 2014年7月31日
3. 改訂日 2015年6月24日
4. 改訂日 2018年5月30日